

奈良県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	福井 紀夫	宇陀市室生向渕八四一
〃	曾良 和夫	〃 四二四一
〃	大門 正司	〃 三二五〇
〃	飯降 重詞	〃 四二一一
〃	中村 千代子	〃 三四四一
〃	飯降 桂次	〃 三五一九
〃	西山 宗男	〃 三七三〇
〃	吉田 トキ子	〃 三九六五
〃	西山 悦司	〃 三八五五
〃	福井 智	〃 八八〇
監事	今西 健一	〃 三四六一
〃	雨森 新治	〃 三四〇七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西山 悦司	宇陀市室生向渕三八五五
〃	小廣 保志	〃 四〇七七
〃	曾良 和夫	〃 四二四一
〃	飯降 しず子	〃 四一五六
〃	林出 秀行	〃 三二七五
〃	浦中 章吾	〃 榛原あかね台二丁目一四
〃	小廣 重男	〃 室生向渕四〇六五
〃	井戸上 正三	〃 四〇〇三
〃	廣嶋 勝彦	〃 三六一五
〃	清水 康男	〃 四五一二

// 監事

雨森 福井
新治 紀夫

// //

// //

三四〇七 八四一